

Blue Information Guide

B・I・G いちがわ



発行：公益社団法人市川青色申告会 市川市八幡1-2-20 電話：333-0111(代) FAX：333-0330
発行人：石井菊治郎 編集：会報委員会 ホームページ：http://www.itikawa-airo.or.jp

市川青色申告会では「令和元年分(2019年分)の確定申告」の対応は、令和2年11月30日(月)までとさせていただきます。
※2020年12月～2021年3月の間は、令和元年分(2019年分)の確定申告の相談は受付できません。12月以降になってしまう場合、管轄の税務署でご自身にて手続きをお願いします(通常予約制ですが、時期によっては予約ができません。)

新型コロナウイルス対策 支援金等の記帳方法

所得税の課税対象となるもの(主なもの)

『雑収入』で計上してください。

- ◎持続化給付金
- ◎中小企業再建支援金(千葉県)
- ◎事業者緊急支援事業臨時給付金(市川市)
- ◎中小企業者事業継続給付金(浦安市)
- ◎家賃支援給付金(中小企業庁)

※消費税の課税の対象ではありません。

※市川市の「減収対策緊急支援給付金」の取扱いについては、市川市が現在税務署と協議中です(市川市HPより)。

氏名 青色 太郎

〇月別売上(収入)金額及び仕入金額

提出用	月	売上(収入)金額	仕入
	1	579,684	
	2	795,080	
	3	819,488	
	4	408,580	
	5	886,499	
	6		
	7		
	8		
	9	399,200	0
	10	361,630	0
	11	631,800	0
	12	885,890	0
	年末	0	0
	雑収入	1,300,000	
	計	8,127,798	0

〇専従者給与の内訳

氏名	額
計	

青色申告決算書の2面

所得税の課税対象とならないもの(主なもの)

- 計上する必要はありません。
- ◎特別定額給付金(一律10万円)
- ◎子育て世帯臨時特例給付金 他

パソコンセミナーのご案内

ワード基礎コース

毎回ご好評いただいております、(公社)市川法人会と共催の『パソコンセミナー(ワード基礎コース)』を開催いたします。学校形式ではなく、パソコンに入っている動画の教材で自分のペースで学習できます。お気軽にお申し込み下さい。日時・受講費等の詳細は、別紙申込書『パソコンセミナーのご案内』をご覧ください。

※お申し込みは、(公社)市川法人会にFAXまたは郵送にてお申し込みください。

個人事業税納期内納付のお願い

令和2年度個人事業税第2期分の納期限は11月30日(月)です。納期限内に納付しましょう。

今年度から個人事業税の納付にクレジットカードが使用できるようになりました。パソコンやスマートフォンを利用して、ご自宅などから24時間いつでも納付が可能です。

また、従来通り、金融機関や、コンビニエンスストア、「モバイルレジ」アプリによる納付も可能です。口座振替納税制度をご希望の方は、各金融機関または青色申告会事務局の窓口等に備え付けの『預金振替依頼書』に必要事項を記入し、郵便ポストに投函していただければ次の納付から利用できます。

船橋県税事務所047-433-1275

平成30年分の売上が1000万円を超えた方

平成30年分の課税売上高が1000万円を超えた事業者の方は、令和2年(2020年)分において消費税の課税事業者となり、所得税の確定申告後(3/15)に消費税の確定申告(3/31まで)を行います。その際に、持参して頂く書類は下記になります。

- ①基準期間である平成30年分の決算書
- ②簡易課税を選択された方は、「消費税簡易課税制度選択届出書」
- ③令和2年(2020年)分確定申告書と決算書
- ④本則(一般)の方は、経費の内容がわかる帳簿

※消費税の課税事業者の確認の為、平成30年分・令和元年分を申告時に必ずお持ち下さい。

新型コロナウイルス感染症に対する、消費税の簡易課税選択届出書などの提出に係る特例

感染症の影響を受けた事業者は、課税期間の開始後であっても税務署に申請することで、簡易課税の選択を取りやめ（またはその逆）ができます。一般課税に変更することにより、還付が受けられる場合がありますが、確定申告は1年間の取引額でおこないますので、申請をおこなう時は、十分検討してください。

令和元年分の売上が1000万円を超えた方

令和元年（2019年）分の課税売上高が、1000万円を超える事業者の方は、令和3年分において消費税の課税事業者となります。速やかに「消費税課税事業者届出書」を所轄の税務署に提出してください。

消費税の仕入税額控除の方式として『適格請求書等保存方式』（いわゆるインボイス制度）が導入されます

令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されます。適格請求書等保存方式の下では、税務署に申請して登録を受けた課税業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」（いわゆるインボイス）等の保存が仕入税額控除の要件となります。**現在、課税事業者の方も登録申請書の提出が必要です。**

インボイス制度が導入されてからは、消費税の仕入税額控除のために「**適格請求書発行事業者**」の【登録番号】の記載のある請求書が必要になります。【登録番号】がない免税事業者・個人から仕入れを行った際に、消費税の仕入税額控除が受けられません。取引を行う課税事業者からみると仕入税額控除が出来なくなると、大きな影響が考えられ「適格請求書発行事業者」の【登録番号】がない免税事業者や個人事業主等との取引の見直し等が出る場合もあります。免税事業者が「適格請求書発行事業者」の登録を受けるためには、登録申請書に加えて『消費税の課税事業者選択届出書』を提出し、課税事業者となる必要があります。また、それぞれ**提出後は課税事業者になるため、消費税の申告が必要**になります。申請をおこなう時は十分検討してください。

《登録申請スケジュール》

登録申請書は、令和3年10月1日から提出可能です。適格請求書等保存方式が導入される令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、令和5年3月31日まで（ただし、困難な事情がある場合には、令和5年9月30日まで）に登録申請書を提出する必要があります。

《適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)に関するお問い合わせ先》

- 適格請求書等保存方式に関する一般的なご相談は、専用ダイヤルで受け付けております。
専用ダイヤル0120-205-553（無料）【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)
- 適格請求書等保存方式についての詳しい情報は、国税庁ホームページ内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください(適格請求書等保存方式に関するQ&Aなどを掲載しています。)

給与支払いがある事業主へ (専従者給与も含む)

従業員や専従者に給与の支払いをしている方は、令和3年1月20日までに源泉所得税の納付が必要です(年末調整)。納付書の徴収税額が「0円」でも税務署に提出します。納期限を過ぎてからのご相談は有料になります。従業員1名につき2000円です(専従者も含む)。来所の際は、前年分の書類や納付書もお持ちください。

【持ち物】

- ①前年分の書類一式(源泉徴収簿、納付書控え(領収済))
 - ②令和2年分の源泉徴収簿、③1～6月分の納付書控え、
 - ④従業員等の控除証明書等、⑤マイナンバー(個人番号)
- 事業主・専従者・従業員・扶養家族すべて

事務局からのお願い

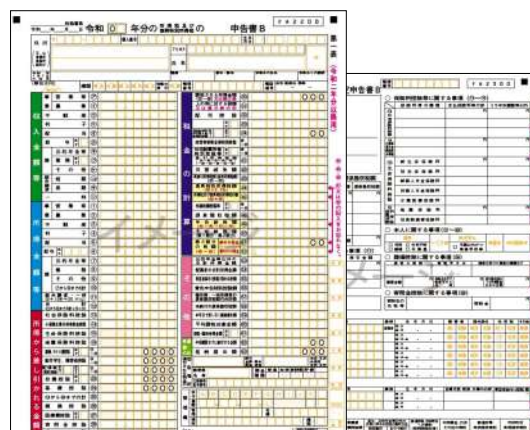
新型コロナウイルス感染拡大防止の為に、令和2年5月7日から**予約制**になっております。事前にお電話で予約をしてから、ご来所願います。
(受付時間 平日9:00～15:00、第2・4土曜日9:00～11:00)

ご来所の際は、マスクの着用、手指の消毒にご協力ください。なお、受付で検温をさせて頂いております。

確定申告書A・B が変わります

令和2年分以降用の**確定申告書A・B**が変更になります。過去の確定申告書で提出はできませんので、気を付けてください。

令和2年(2020年)分の 確定申告書B様式のイメージ ※令和3年(2021年)1月1日以後使用開始



※様式はイメージです。実際の様式と異なる場合があります。

記帳相談会(浦安・行徳)のお知らせ

下記日程にて、記帳相談会を行います。**記帳相談は予約制**です。**必ず電話予約をしてお越しください(047-333-0111)**。予約がされていないと対応できない場合もございます。ご相談の際には必ず「会員証」をご提示ください。新型コロナウイルス感染症拡大等により、記帳相談会が中止になる場合もございますことをご了承ください。**(下記の日程の中で、すでに予約枠が少ない日もございます。)**

※12時から13時までは休憩時間となります。

※相談会場ではパソコンの台数に限りがありますので、ノート型パソコンの方は出来るだけご持参下さい。

行徳文化ホール | & |

市川市末広1-1-48

(行徳公民館ではありませんので、ご注意ください)

【受付時間15時まで】

- | | | |
|-----------|--------|------|
| 11月20日(金) | 13～16時 | 会議室1 |
| 12月22日(火) | 13～16時 | 会議室1 |
| 1月12日(火) | 13～16時 | 会議室1 |

中央公民館

浦安市猫実4-18-1

(当代島公民館ではありませんので、ご注意ください)

【受付時間14時まで】

- | | | |
|-----------|--------|-------|
| 11月9日(月) | 10～15時 | 第2会議室 |
| 12月16日(水) | 10～15時 | 第3会議室 |
| 1月8日(金) | 10～15時 | 第2会議室 |

令和3年2月の出張日は、別紙「決算確定申告相談会・日程表」に掲載しております。

事務局からのお知らせ

- ◆ 『減価償却の計算書』が決算期前に必要な方は、事務局までご連絡下さい。
- ◆ 確定申告期はご予約された方を優先に行います(八幡事務局)。電話予約の際には、『記帳確認証』の番号をお聞きしますので、ご用意の上お電話下さい。詳しくは、別紙『決算確定申告相談会・日程表』をご覧ください。
- ◆ 2月の行徳・浦安出張の日は、八幡事務局はお休みとなりますのでご注意ください。詳しくは、別紙『決算確定申告相談会・日程表』をご覧ください。昨年同様、職員を増員します。出張会場の受付時間までにいらっしゃった方は対応します。
- ◆ 会計ソフトを使用している方は、必ず2020年版にバージョンアップをしてから確定申告をしてください。『ブルーリターンA』をご利用の方も、1月に配信または、CD郵送予定ですので、忘れずにバージョンアップしてください。
- ◆ 年内のご相談は、**12月18日（金）まで**です。
年末年始のお休みは、令和2年12月29日(火)～令和3年1月4日(月)までです。
- ◆ 年末調整で「源泉徴収票」の作成時に、事業主・専従者または雇用者や扶養家族のマイナンバー(個人番号)を記載するようになりました。来所の際には、個人番号のわかる書類や『マイナンバーカード』または『通知カード』を忘れずにお持ち下さい。納期限以降(令和3年1月20日以降)におこなう場合には、1人につき2,000円の手数料を頂きます。(専従者給与の方も含む)
- ◆ 電子申告(e-Tax)に必要なマイナンバーカードの発行には、現在2～2か月半くらいかかるそうです。確定申告期に間に合うように早めの申請をお願いします。
- ◆ 確定申告期間(1～3月)は、青色申告会の駐車場は使用できません。車でお越しの方は、有料の駐車場を使用してください。(近くの有料駐車場は、タイムズ市川市役所第1庁舎やコルトンプラザ駐車場、三井のリパーク、ナビパーク、タイムズ等があります。)
- ◆ 確定申告書等の最終受付は、代理送信・書面提出ともに、3月10日(他税務署も含む)になります。詳しくは別紙『決算確定申告相談会・日程表』をご覧ください。
- ◆ 確定申告で時間がかかる方には、別途手数料をいただきます。

※給与計算・労務相談・就業規則・助成金(千葉労働局で審査経験あり)年金相談等※

久保田企画・社会保険労務士事務所
(千葉県社会保険労務士会会員、千葉SR会員)
【TEL・FAX】047-446-3315 【携帯】090-5401-3698

千葉県は 労災事故2年連続全国2位

【国の労災保険・・・仕事中や通勤事故に補償】

- ・仕事中や通勤による傷病の医療費は無料、働けない日が3日以上続くと4日目から受給可能。
- ・中小企業事業主や個人事業主の労災加入は、従業員を雇っていれば条件により任意で労災加入可能です。ご相談ください。障害、遺族年金もついているので基礎となる保険で安心です。

・一人親方の労災も受け付けています。お気軽にお問合せください!!

